

# PL法とEPR

学 科	氏 名
環境化学プロセス工学科	国広俊太
	林昌枝
環境機械システム工学科	三宮省悟
	松本直洋
情報メディア工学科	枝村大地
	志岐卓信
	福江芳晴
	守永明正
環境空間デザイン学科	糸瀬昌代
	平川聡
	渡邊明弘
チューター	西村障太

# 目次

- 1 研究の目的・方法
- 2 PL法の説明
- 3 EPRの説明
- 4 PL法についての調査
- 5 EPRについての調査
- 6 対策
- 7 まとめ
- 8 参考文献
- 9 謝辞
- 10 感想文

# 1 研究の目的・方法

我々がPL法とEPRというテーマを選択した理由は、既知であるPL法と未知であるEPRがどのようなものであり、どのような共通点・相違点があるのか、また企業の責任について興味を持ったからである。

我々の研究の目的は、PL法とEPRがどのような法律、考え方であり、それらが現在どのように浸透しているのかを調べ、現時点での改善点、企業の責任のあり方を考えることである。

研究の方法としては、主にインターネット・文献調査によって知識を深め、化学製品・電化製品・医薬品・自動車の各企業に訪問・FAXでのアンケート調査、身の回りの人への環境に対する意識度の調査を行った。

## 2 PL法の説明

### ➤ PL法の定義

製造物の欠陥により人の生命、身体又は財産にかかわる被害が生じた場合、製造業者等はその過失の有無にかかわらず、損害賠償の責任を問われるという法律である。この法律は被害者の保護を目的とした法律であり、平成6年7月1日に公布された。

### ➤ 製造業者等

製造業者等とは製造物を製造、加工、輸入した者と定義されている。輸入した業者が製造業者とされる理由は、輸入品の欠陥から生じた事故について外国のメーカーにまで製造物責任を追及することは、実際困難であるからである。

### ➤ 製品の欠陥

製品の欠陥には一般に**製造上の欠陥**、**設計上の欠陥**、**表示上の欠陥**の三種類がある。**製造上の欠陥**とは、図面、仕様書どおりに製品が作られていない場合である。**設計上の欠陥**は、図面、仕様書どおりに製品が作られているにもかかわらず、それが欠陥製品であるとみなされる場合である。**警告**、**表示上の欠陥**とは、設計や製造それ自体には欠陥はないものの、本来必要とされる適切な警告や表示を欠くことによって、製品が欠陥製品であるとみなされる場合である。**製造上の欠陥**は製品と図面、仕様書とを比較することによって欠陥製品であるのかどうかの判断がしやすい。しかし、**設計上の欠陥**と**表示上の欠陥**は**製造上の欠陥**とは異なる面があり、人により判断が分かれやすいのが特徴である。例えば喫煙により肺がんに陥る危険性が表示されていないタバコや、肝臓、すい臓を痛める危険性が表示されていないビールをどう考えるかなどがある。日本では今のところそれらを欠陥製品と考える人は少ないかもしれないが、アメリカでは必ずしもそうではなく、現にそれらは裁判所で激しく争われているところである。

### ➤ 日本におけるPL法の制定

アメリカではすでに三十年余りに幾多の裁判例の積み重ねによって、確固たるPL制度が確立、定着している。しかし、日本でのPL法の成立は他国と比較しても若干遅かった。もちろん、日本でもP

PL法制化の必要性を説く声がなかったわけではない。当時は自然保護や環境問題の重要性が叫ばれながらも産業優先の思想が根強く支配していたこともあって、PL法の成立はなかなか実現には至らなかった。確かに産業優先の思想が日本経済の発展を支える大きな原動力となっていたことに疑いのない反面、それがPL法の成立を遅らせたことは事実である。PL法の立法化には内閣の重要課題である「規制緩和」があった。長年にわたり国内で評判の悪かった規制を見直し整理する反面、企業に対しては新たに自己責任の強化が求められるようになり、製品事故の被害をめぐる問題に関して、企業責任の強化としてのPL法の制定は欠かすことができないとされたのである。

### ➤ 各国のPL法の立法状況

表 1 は各国のPL法の施行年とPL制度の法律名を記載したものである。日本のPL法が施行されたのが1995年であることを考えると、他国よりPL法が施行されるのが若干遅かったことが分かる。

表 1 各国のPL法の施行年と法律名

国名	法律名	施行年	国名	法律名	施行年
イギリス	消費者保護法	1988年	ブラジル	消費者擁護法	1991年
デンマーク	製造物責任法	1989年	ロシア	消費者権利保護法	1992年
ドイツ	製造物責任法	1990年	フィリピン	消費者法	1992年
ベルギー	製造物責任法	1991年	オーストラリア	事業行為法改正法	1992年
ギリシャ	消費者保護法	1991年	中国	産品質量法	1993年
スペイン	製造物責任法	1994年	ハンガリー	製造物責任法	1994年

## 3 EPRの説明

### ➤ EPRの定義

**製品に対する財産的な生産者責任を製品の使用済みの段階まで拡大するという考え方**

### ➤ EPRという方針の目的

OECD は、汚染発生者に生産段階における環境汚染の除去、及び原状復帰コストを負担させる汚染者負担の原則(PPP)を1972年に導入した。

しかし、これでは廃棄物処理における財政的、また物理的責任を自治体が負っているため、この責任を生産者に移すために、生産者に製品使用後の段階まで生産者責任を拡大することにした。また使用後の責任を負うということは製品の設計の段階から責任を負うことを促すことになり、全ライフサイクルにおいて環境負荷の低減を生産者に課すことになった。

OECD の推進するEPRの考え方は「誰が廃棄物処理を実行するかではなく、誰が処理費用を負担するか」である。生産者に処理費用を負担させることを目的としている。

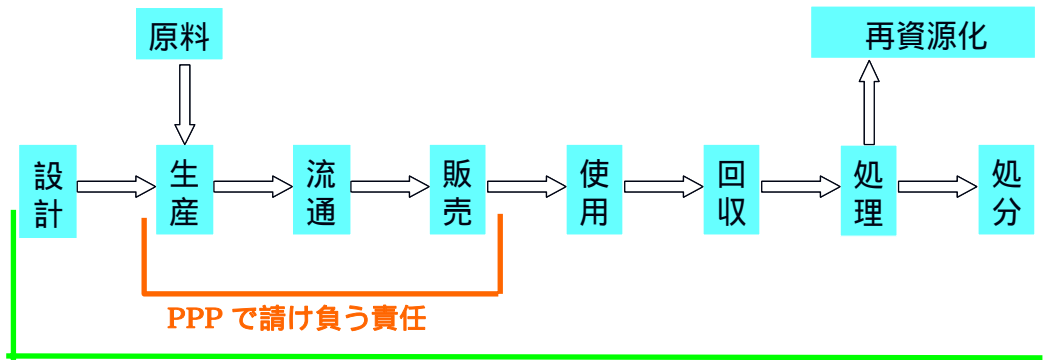


図1 責任の範囲

図1に示しているのは OECD が推進しているEPRの考え方であるが、このEPRに対する取り組みは各国で異なっている。ここでは代表的な例として、考え方の似ているアメリカと日本そして環境先進国であるドイツを比べた。

ドイツでは容器を伴う商品にリサイクルコストを内部化することで容器を回収する段階ではなく消費する段階で生産者と消費者でリサイクルコストを負担するようになっている。つまり、**企業が財政的負担を負う**というEPRの原型が実現されている。

一方日本とアメリカは考え方が似ていて、利害関係者が責任をシェアする手法である。日本の容器包装リサイクル法では使用済みの包装材の回収は、自治体が定める方式でメーカーが申請する分だけをリサイクルする。つまり申告した以上の量は税金で負担することになります。つまり**日本やアメリカのシステムでは企業が財政的負担を全ては負っていません。**

## 4 PL法についての調査

### 4.1 日本企業のアンケート結果(PL)

今日本で活躍している企業はどのようなPL法についてどのような考え方をしているのか調査するために各企業にアンケートをとった。以下はその回答である。

【日本企業への共通質問内容(PL)】

PL法ができた後で必要になった部署は何ですか。

PL事故が起きないようにするためにしていることは何ですか。

PL事故で最も多かったのは何ですか。

入社した際のPL法教育はどのようなことをされていますか。

PL法は誰のための法律だと思いますか。

EPRをどのように考えていますか。

EPRを取り入れて苦労していることは何ですか。

PL法に関する事で必要になったコストは大体どのくらいですか。

EPRに関する事で必要になったコストは大体どのくらいですか。

今までのクレームについての対応に、どのようなものがありますか。

また、その対応はどのようにしていますか。

リコールに対する対応はどのようにしていますか。

## 【アンケート結果】

今回、5社の方にアンケートにご協力頂いた。質問内容を考慮し、社名を伏せ、それぞれ A～E 社とする。

回答 ～ は日本企業への共通質問 ～ に対する回答である。また共通質問以外に各社への個別の質問については、質問内容と回答をあわせて記載している。

### ・電気製品会社(A社)

製品安全への取り組みを PL 法施行以前から実施していましたので、PL 法施行後に必要になった部署はありませんでした。(従来から実施してきた取り組み内容に漏れがないことを既存の個々の組織において徹底するようにしました。)

国内外全てのお客様に安心してご利用いただける製品を提供するために、製品安全のグローバルスタンダード(IEC規格)を社内の安全設計基準として取り込んでいます。この安全設計基準に基づく開発設計を行い、デザインレビューと品質保証試験を確実に実施し安全設計基準への適合性を確認しています。さらに、利用者の想定しうる使用方法、使用環境、使用形態(誤使用、誤操作を含む)に十分配慮した安全チェックを各プロセス(設計、評価、製造、据付)で行っています。

訴訟に絡んだ PL 事故は発生していません。

新入社員(全員)導入教育の一つとして、”PL(Product Liability = 製造物責任)と PS(Product Safety= 製品安全)についての教育を行っています。PL については法の概要を教育し、PS については、リスク管理に関する社内体制、各種危険の認識と保護対策の基本的な考え方、およびグローバルスタンダードと社内基準の関係を教育しています。

基本的にはお客様のための法律と考えていますが、PL 事故を予防し、安全な製品を提供することは当社の社会的責任と考えています。

環境への取り組みは製品製造メーカーの責務であると認識し、グリーン製品の開発や製品リサイクルなど、製品ライフサイクル全体を通して環境配慮に取り組んでいます。

特別にこれらに特化した形での集計は行っておりません。企業活動全体で捉えています。

お問い合わせいただきました「クレーム」につきましては大変幅が広いため、誠に勝手ながら「事業などに伴うリスク」を引き起こす可能性のあるものに焦点を絞らせていただきます。製品・サービスのトラブルをはじめとした様々なリスクは弊社グループ全体で危機管理体制の中で対応しております。また、リコールに関してもこの体制の中で判断し、対応しております。詳しい内容に関しましては以下の URL でご説明しております。

会社概要 > 企業の社会的責任 > リスクマネジメント

### ・自動車会社(B社)

日本の PL 法に対応して新たな部門が作られたことや、特別な取り組みが行われたということはありません。

損害が少ない製品を作るためにしていることがあれば教えてください。

PL 損害が少ない製品を作るためにしていることは特にありません。

質問の意図が良く分かりませんが、一般的には、安全関係デバイスについての PL 責任が申し立てられることが多いと理解しております。

特別なものありません。

一般的には、消費者保護を目的として発展してきた法理であると理解しています。

EPR をどのような形で導入していますか。

<コーポレートガバナンス体制整備の一環で 2003 年 4 月制定・発表の「私たちの行動指針」より抜粋>

- 廃棄物・汚染物質の適切な処理：開発・生産・物流・販売・サービス・廃棄など事業の前段階において廃棄物および汚染物質の最少化と適切な処理に努めます。
- 資源の効率的利用と再資源化：資源やエネルギーの効率的利用と再資源化に努めます。

<1992 年 6 月制定・発表の「B 社環境宣言」より抜粋>

地球環境の保全を重要課題とする社会の責任ある一員として、B 社は、すべての企業活動を通じて、人の健康の維持と地球環境の保全に積極的に寄与し、その行動において先進性を維持することを目標として、その達成に努めます。

以下に、私たちの日々の活動にあたって従うべきガイドラインを示します。

1. 私たちは、商品の研究、開発、生産、販売、サービス、廃棄、というライフサイクルの各段階において、材料のリサイクルと、資源、エネルギーの節約に努めます。
2. 私たちは、商品のライフサイクルの各段階で発生する廃棄物、汚染物質の最少化と適切な処理に努めます。

社是の中に、既に有限の地球観(地球上の資源や環境が無限ではなくかけがいのない地球をみんななどで守ることを望む)が含まれており、弊社の事業活動が有限の地球と共生していくことを重要視しているため、改めて「取り入れる」という形にはなりません。一方で、国内法規は EPR に測った対策が導入されており、自動車リサイクル法・二輪車リサイクル自主行動(弊社がリーダーシップをとって自工会ですすめた)については、社会システムの構築のために国内処理体制の整備(処理インフラ、情報インフラ)など業界あげて協力しました。

自動車リサイクル法・二輪車リサイクル自主行動のために各社、情報管理するための IT インフラ構築コストが発生しています。これに加え、法律を廻すための全体システム構築も自主会という形でメーカー負担しています。

回答なし。

回答なし。

## ・化学企業(C 社)

PL 法、EPR の概念をどうとらえていますか。

PL 法は、「製造物責任」であり、基本的に我々メーカーの作る製品に対する責任であると考えています。我社に限らず製品を作るメーカーは常に安定した、ユーザーに信頼される製品を作る事が使命であると考えていますので、PL 法という法律が仮になくとも我々メーカーは自社で製造した全ての製品に対して責任を負う必要があると考えます。

EPR「拡大生産者責任」についても、メーカーとしての責任であると考えます。この件については、我社はポリエチレンフィルム製造販売を主にしているメーカーであり、現在容器包装関係の製品でリサイクル可能であると判断されたものには、製造者がその義務を負う「容器包装リサイクル法」という法律が施行されており、我社もその法律に則って活動しております。

PL 法や EPR を配慮した商品への今後の課題は何ですか。

PL 法や EPR の事を考えて商品を製造していく事は確かに大事であり、そうしなければならないと考え

ますが、もっと大事な事は、やはり将来より過ごしやすくする為にはどうするべきかだと思われます。特に環境問題について、我が社が製造しているポリエチレンは石油製品であり、このまま今の状態で石油を使い続けるといずれ無くなるといわれています。「容器リサイクル法」はそうした懸念への対策の一環ですが、そうした資源の再利用と同時に、ポリエチレンやその他石油製品の代替製品についても考えていかなければならないと思っています。

PL 保険適用、内容は何か。

我が社はポリエチレンフィルムのメーカーであり、ポリ袋やポリシートを主に製造しております。PL 保険適用例としては、我が社がポリ袋を A というユーザーに販売し、A 社で製造した商品を我が社が納めたポリ袋に入れて、B というユーザーに販売したが、B 社に納められた時点でその内の何点かの商品が、袋が破れて外に出てしまい使えなくなりました。そこで B 社は A 社に全商品交換するよう要求し、A 社は我が社の納めた袋が破れた事が原因としてその費用を我が社に請求した。というような事例があります。

企業の PL 法対策の構成はどのようにされていますか。

対策としては、PL 保険に加入にしており、不慮の事態が発生した場合はその事故内容について調査、把握し保険適用かどうか判断するようにしております。このような場合に限らず、より速く処理するという事が大事ですので、常にスピードある行動を心掛けております。

保険適用事故の数はほとんど発生しておりません。

事故を限りなく 0 とするためにどのような事を行っていますか。(事故 = 人身事故ではなく製品の不良発生と解釈しています。)

生産工程はいろいろありますが、工程毎に品質検査を行い、記録を取っています。事故は起こらない事が一番良いのですが、もし発生した場合はどの製品がどのロットなのか直ぐに発見し、事故の拡大を防げるようにしております。

入社後数ヶ月(約3ヶ月)は社会人としてのマナーや自社製品の知識、その他必要な事は全てこの期間に教育します。

時代の流れをどう考えていますか。

時代というもの日々変化するものなので、その時代が正しい方向に向かっていくように我が社が流れを作れたら、もしくは導いていけたらと考えております。

どのような苦情に対しても、まず話を聞き、我が社が主張すべき事は主張し、両方共に納得するまで話し合う事が大事であると考えています。苦情というものは、我が社が進化していく上で一番の勉強であると考えております。ですので、苦情がありましたら直ぐに現場に赴き話を聞き、それについてじっくり考え今後に生かしたいと思っています。苦情に対しても、大事なものはスピードなので、迅速に対応する事を心掛けています。

我が社で製造しておりますポリエチレンフィルム製品は、回収、修理というような製品ではありませんので、製品納入後に我が社にて欠陥があると判明した場合は、基本的に納入ロット全品回収し再生産するようにしております。

## ・医薬品会社(D社)

PL 管理委員会を作りました。

PL 管理規程を作成し、中には各部門の責務を定めています。その中に研究開発部門の責務が定められ、それに基づいて消費者にご迷惑のかからない製品を作っています。

回答なし。

新入社員教育の中に、いろいろな教育項目があり、その遵法教育の中にPL法の教育は含まれています。

消費者のための法律です。

企業の社会的責任の一つと考えています。

回答なし。

PL法やEPRに関するコストは個々に対応するものではなく、会社全体のコストの中で考えるべきものと思います。

当社にはお客様相談室というのがございます。当社に対する消費者からのご意見はここに集まってまいります。お客様相談室から質問事項に応じて担当部門に、配信され、担当部門が責任を持って対応しています。

当社にはPL管理委員会規程と言うものを作成しています。PL法に関する対応はこの委員会が行っております。

## ・医薬品会社(E社)

(上記のアンケートに対してE社様より以下のとおり回答をまとめて頂いた)

### 1. 製造物責任法(Product Liability)について

当社は、自社での研究開発を元に、一般の消費者の方に使って頂く商品の製造販売を行っています。これより製造物責任法(PL法)が平成7年に施行される前から、「安全な商品」が絶対条件でしたので、この質問のPL法施行の影響で追加した「1.研究課題」、「2.消費者の損害を減らすための方策」及び「3.新入社員への教育」等はございません。

施行後の対応としては、商品表示のより平易な言葉での記載への訂正ぐらいです。このため、法施行直後は商品パッケージのリニューアル等の費用も発生しましたが、現時点では、通常の製品開発の範囲で、特段のコストアップにはなっておりません。ただ、消費者の意識の変化に伴い、消費者対応部門(使用方法に説明やクレームへの対応)拡充を随時行っていますが、現時点でもピーク時には「通話中で繋がらない」等の苦情を頂戴しています。

### 2. EPRについて

一般には、製造販売する商品の使用済製品の廃棄に対する対応がEPRといわれていると思いますが、当社の考えもほぼ同じです。そして、このEPRに関連する法規は「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」(容リ法)と「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」(廃掃法)です。

当社のように、商品流通の川上にいる者には使用済製品(包装や容器)の回収は、自社だけで行う事は現実的に不可能です。その点で、前述の容リ法では、分別廃棄が消費者、収集運搬が自治体、処分が内容物と容器の各々の製造者と、各当事者が可能な範囲の責任分担を行なえます。

しかし、この容リ法下でも経済理論で、帝人のペットボトル再生工場が操業停止になりそうという事実もあります。また、当社も過去に、粉末入浴剤の詰替え品を軽包装で販売したことがありましたが、残念ながら消費者の方々には受け入れられず、販売をとめたことがあります。

どうすれば使用済み容器の減量ができるかは不明ですが、当社でも商品を安全に使用して頂けることを前提に、今後も検討していかなければならない課題の一つと考えています。

## 4.2 日本とアメリカのPL法に対する考え方の違い

アンケートの結果などから、日本の企業はPL法を消費者のための法律と考えていることがわかる。このことから、日本でのPL法に対する考えが伺える。では、PL法の訴訟大国であるアメリカの企業はどうか。直接、アメリカの企業に同様のアンケートを送ることが出来れば問題ないのだが、時間や自分たちの能力の限界により、それを行うことは難しかった。そこで、日本とアメリカのPL法訴訟で類似した判例があったため、それらを比較して、日本とアメリカの考えを推測することにした。

**日本:**某自動車企業のハブの欠陥により、多数の死傷者がでた。その後、調査により、その欠陥は最初の欠陥事故が起きる前から企業は知っていたことが発覚。また、事故後、該当自動車のリコール(回収)を国から命じられにもかかわらず隠蔽を行おうとした。最終的な賠償金額は数億円である。

**アメリカ:**某自動車企業のテールゲート(RV車のトランク部分)の欠陥により、事故の際に男児が車外に投げ出され死亡。日本の場合と同様、その欠陥は最初の欠陥事故が起きる前から企業は知っていたことが発覚。最終的な賠償金額は数百億円である。

類似点はどちらも自動車企業で、また自動車部品の欠陥であり、欠陥を以前から知りながら隠蔽していた点で、相違点として日本は多数の死傷者をだし、リコールを命じられた後も隠蔽しようとした点と、賠償金額である。

アメリカの場合では、一度欠陥を起せば、その企業に大ダメージを与えるほどの金額の賠償金を命じられるため、アメリカの企業はPL法に沿って製造を行う。PL法がもともと企業を守るための法律であると言っても過言ではない。また一般的に欠陥部品の回収コストは数十億円かかるが、アメリカの場合では、欠陥がわかった時点で回収したほうが、後に事故が起きてしまっかかる賠償金額より低いため、積極的に回収を行う。一方、日本の場合は、多数の死傷者を出したにもかかわらず、賠償金額は数億円とかなり低い。回収もできる限りしたくなくなる傾向になってしまう。これでは企業はPL法に守られているという実感はわきにくいだろう。そのことがアンケート結果に表れているのではないだろうか。

通常なら、多数の死傷者を出し、さらに事実を隠蔽しようとした日本の企業のほうが賠償金額が大きいと思うのだが、実際は逆である。これはなぜなのか。この違いは裁判制度と文化の違いにある。

アメリカは陪審員制度を導入している。アメリカの判例での賠償金額は数百億円(実際には315億円)だが、その内訳は法で定められた賠償金額15億円、懲罰的賠償金額300億円である。日本には賠償金額があるが、陪審員制度はまだないので、懲罰的賠償金はない。しかし、日本が陪審員制度を取り入れたからといって、賠償金額が同じようになるとは言い難い。それには、文化の違いが関係してくる。

アメリカは以前イギリスの支配下にあり、その後自由を求めて独立戦争を行い、独立国になった。イギリスの政治は絶対王政であったが、独立したアメリカは人民の人民による人民のための政治を行った。その例が陪審員制度と言えるだろう。実際司法は行政が行っているのだが、罪を犯した人民は人民によって裁かれるべきだという考えに基づいている。日本には、そのような考え方はなく、むしろ国まかせの考え方をしているほうが多いのではないだろうか。

以上の理由から、日本とアメリカのPL法に関する考え方の違いが生じていると考えられる。

# 5 EPRについての調査

## 5.1 日本人とドイツ人の意識の違い

### 日本人とドイツ人の環境に対する意識の違いとその理由

ここでは環境先進国であるドイツとわが国の環境への意識度の違いを比較し、その原因について考える。

#### 5.1.1 日本人とドイツ人の環境に対する意識の違い

図 3 は日本人とドイツ人の環境への意識についてのアンケート調査の結果である。(ドイツのデータは <http://club.pep.ne.jp/~ohhero/epr4.htm> を参考にした。日本のデータはチームメンバーが各自で10人にドイツと同じ質問のアンケート調査を行い作成。)

「高くてもエコ製品を購入するか」という質問と「環境のために生活レベルを下げられるか」という質問に対しての回答は同じような内訳となっている。これは日本、ドイツで共通である。しかし、日本は環境のために税金を取られることにはあまり快く思わないようである。ドイツでは「そう思う」と答えた人の割合は他の2つの項目(エコ製品を購入するかという質問と、生活レベルを下げるかという質問)よりも10%ほど低い。日本では「そうは思わない」と答える人の割合が3割近くにもなる。

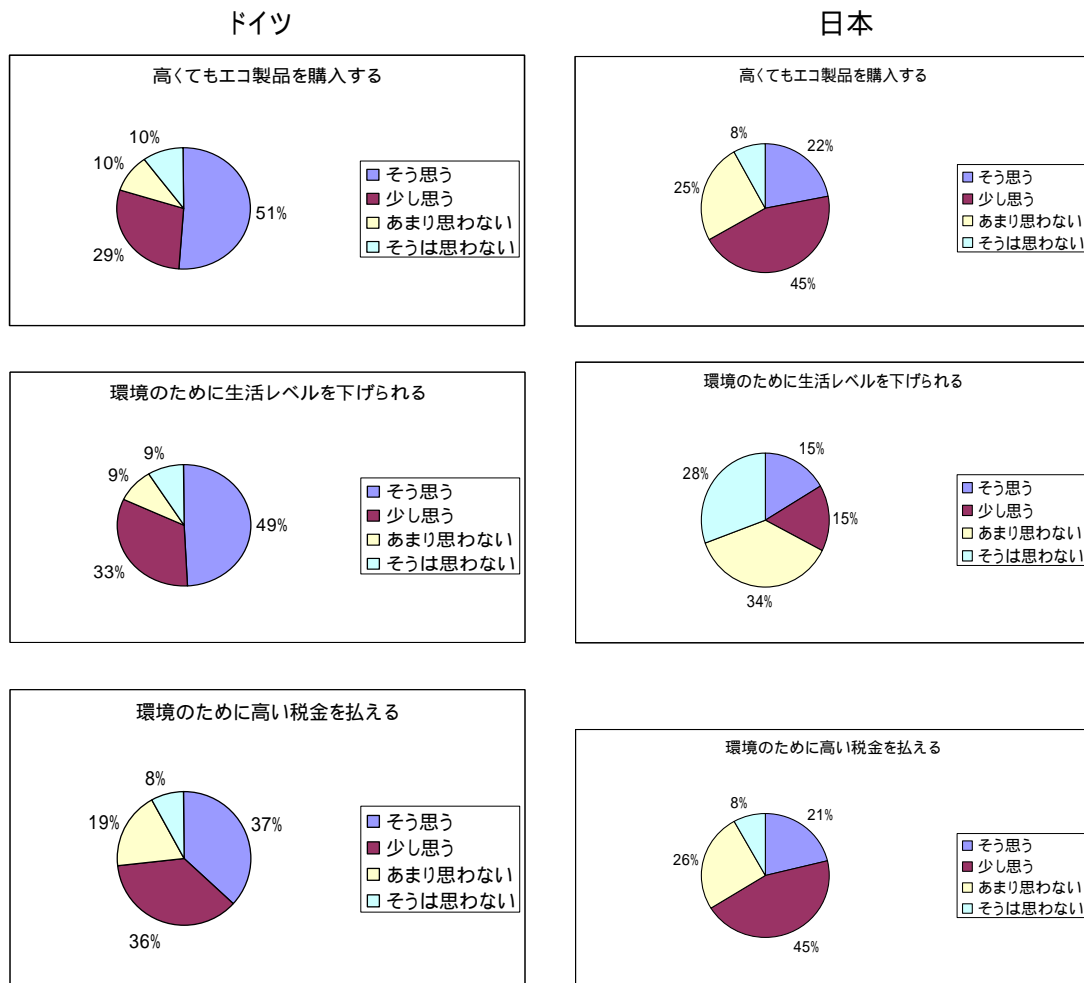


図 3 日本人とドイツの意識の違い

大まかに言うと日本とドイツでは環境に対する姿勢は対称的であると言える。日本とドイツを比較するといずれの項目でもドイツでは環境のために自分の姿勢を変えることに肯定的な回答が7割から8割以上を占めているが、日本ではそのような回答は3割程度でしかない。ドイツでは7～8割が環境のために何らかの意識を持ち、行動するのに対し、日本では反対に7～8割は特に意識はないか、もしくは自ら関わっていきたくない傾向がある。特に肯定的な回答の中でも日本では「少し思う」という人が多く、積極的な回答はやや少ないようである。それに対してドイツでは「そう思う」という積極的な意見が多数を占めているのが分かる。ドイツでは国民一人ひとりがより高い環境意識を持ち、地球の環境に対する自分の影響を考えているのが見て取れる。

### 5.1.2 日本及びドイツの人々の環境に対する意識の違いの理由

日本とドイツではなぜこのような違いが生じるのか。その理由は4つあると考える。1つ目はドイツをはじめとするヨーロッパ諸国では環境汚染による被害が顕著であったことである。たとえば現在国際的な環境都市を目指す北九州市も昔は「七色の煙」と呼ばれた工場の排煙や、大腸菌でさえ生息できない「死の海」とまで言われた洞海湾の海洋汚染など、環境汚染による公害が著しかった街である。しかしその後の地元婦人会の活動などによって現在では工場の煤煙はほとんどゼロであるし、海底のヘドロが除去された洞海湾には100種類以上の魚介類が返ってきている。このような公害からの回復ぶりによって北九州市は環境都市として国際的にも注目を浴びており、2002年には市が持続可能な開発に関する世界首脳会議で地球サミット2002 持続可能な開発賞を受賞するまでにいたっている。このように以前環境汚染がひどかった国、地域では市民の生活レベルを守るためには環境問題への対策をせざるを得ず、結果的に環境先進国や環境都市となっているのである。ドイツも北九州市のように酸性雨によって歴史的な建物や彫刻が溶かされたり、シュバルツベルトの森林などが失われたりと公害に苦しめられてきた歴史を持つが、その過去があるから現在のような世界一の環境先進国という今があるのではないか。

二つ目は宗教観の違いである。ドイツなどのヨーロッパ諸国ではキリスト教が信仰されているが、聖書のある一節の中では世界を創造した神は人間を特別なものとみなし、最後に人間を創ったとされている。昔の西洋人達は自然に手を加え、支配することで神に近づけると考えていた。しかし、現在は人間が存在する本来の意味は、自然を支配する「支配者」としての立場ではなく「世話人」、つまり環境を保護、世話する立場であると考えられるようになった。

三つ目は環境教育の充実である。世界的に見てもドイツの環境教育はトップレベルであり、ドイツ人は若い頃から学校で環境についての教育を受ける。連邦各州の州憲法は青少年の「自然と環境への責任感」を育むように各学校に求めており、これを民主主義や人間の尊厳などの重要な法的概念についての教育と同様に扱っている。つまり国の根幹をなす最重要項目のひとつに環境教育があるということである。

また、上のグラフからも読み取れるように、国民ひとりひとりの環境に対する意識が強く根付いている。そのような両親のもとに生まれ育った若者が生まれたときから環境調和型の生活をしつけられているのであれば、そのような生活が当然の事だと思えるようになるのは自然な流れであろう。

4つ目は法的要因である。1994年、ドイツ政府は「次世代のために自然を守る責任がある」ことをドイツ基本法に加えた。このドイツ基本法というのは日本でいう憲法に当たる。政府が推進しているもののひとつに屋上緑化がある。屋上緑化にかかる費用を1㎡5～60ユーロ(650～7800円)程度、公的に助成してもらえる制度や下水道料金が半額かそれ以上免除されるシステムが整っている。その結果、屋上緑化に

対してポジティブなイメージも広がっており多くの建築家や大企業も屋上緑化が建物や企業のイメージアップになることを認識している。

## 5.2 エコファンド

日本企業も環境への取り組みを行っていますが、その多くがエコファンドのためと言われている。ここで聞きなれないエコファンドについて説明する。

収益面と言った財務的観点のみならず、環境問題、社会問題に前向きに取り組む事業者へ投資することを社会的責任投資と呼ぶ。この社会的責任投資のうち特に環境問題に着目して、環境に配慮し、優れたパフォーマンスをあげている企業(環境関連優良企業)に対して積極的に投資をしようという投資信託が**エコファンド**である。購入者の多くは女性で利回りよりも環境貢献を応援するという投資家を対象にしている。日本では1999年日興証券が出した「エコファンド」を皮切りに各社が販売を開始した。その規模は過去に資金残高が2000億を超えるまでに拡大していたが、日本経済全体の不況を反映してその後低迷している。また、欧米では広く普及しているが、日本ではまだ数は少ない状況である。

エコファンドの銘柄選定の基準には環境会計などが取り入れられている。環境会計とは、環境対策に投じた費用とそれに伴う省エネルギー、省資源などの効果を金額で示したものである。これによりコスト管理などの活動内容を評価する。

# 6 対策

## 6.1 PL法に対する日本企業の姿勢を変えるための対策

### 改善点、また原因

日本の企業が欠陥を以前から知りながら隠したり、PL法を最小限にしか守ろうとしなかったりする現状をどうにかできないだろうかと考え、私たちは次のようなことを提案する。

日本企業のPL法に対する姿勢を変えるための対策としてホームページを作成して今回の発表の内容をマスコミに読んでもらい、またマスコミにPL法に関する事故の報道の仕方を変えてもらう。理由はマスコミの本質、政治権力のあり方、報道の受け手である日本大衆の国民性にある。

#### ・ マスコミの本質

マスコミの本質とは本来「公権力の監視」である。これを分かりやすい言葉で言い換えると、政治家達の政治活動を報道、監視し、社会の腐敗を防ぐ役割である。しかし、現在のマスコミは「権力の監視」の機能を担う「報道」だけでなく、娯楽・教養など様々な分野での「報道」を行っている。

#### ・現在のマスコミの報道姿勢

現在のマスコミの報道姿勢に対して国民は大きな不安を持っている。マスコミは新しい出来事を新聞・報道によって大衆に伝えることで利益を得ている。よって、ある報道が「何の(誰の)役に立つか、その報道がどんな影響を与え、どんな事柄が起きるのか」や、「何故事故が起こったのか、その事故を防ぐには

今後どういった対策を取るべきか」でなく、「大衆に事実を知らせる」事に重点を置いてマスコミは報道を行っている。この考えから、被害者への配慮に欠ける報道、政治や経済の悪いところばかりを取り上げる報道、青少年に悪影響を与えかねない報道などを行い、それによりマスコミは国民の支持を失っている。

本来、マスコミは事実を世間に伝えることが使命であるので、責任等を追及するのはおかしいのではないだろうか。このようなマスコミの報道の偏りを示すデータとして次のようなものがある。

「報道の自由度ランキング(2004年度)」で日本は167か国中42位という先進国にあるまじき評価を受けた。日本は自由な国だと思っている方も多いと思うが、偏向報道がまかり通っている現状を考えればこの程度が妥当なのかもしれない。

そのため、人権弁護士、また政府などはマスコミを規制できるような仕組みを作ろうとしている。具体的なマスコミ規制案として、「個人情報保護法案」や「最少年社会環境対策基本法案」、また「人権救済機関」の設置案などが挙げられる。この法案について、テレビ局などは「政府の規制の下では公権力の監視が不可能である」ということを主張している。マスコミ規制の法律が作られた場合、誤報をも罰せられるということになる。マスコミ規制の法律ができるとマスコミの活動は大幅に制限されることになる。

このような偏った報道を改善するには以下のような点に注意して報道を行えば良いのではないだろうか。

- ・ 事故の原因や企業の今後の対策を中心に報道を行う。
- ・ 企業だけではなく、国との関連性や、現在の法制度に焦点をあて、世界の同様の法律を比較してみる。

マスコミが上記にあげたような報道を行えば、消費者はPL事故に関する報道を単に企業のミスと見るだけでなく、企業がそのような事故が起こした場合にどのように対処するかという点にも注目するようになる。そのような点に注目して見ていけばPL事故を防ごうと積極的に取り組んでいる企業の価値が上がり、逆に事故が起こった場合に対策を行っていない企業の価値が下がり、その評価が企業の収益に影響するので、どの企業も事故が起こった場合、対策を発表するようになり、事故の防止につながる。

## 6.2 EPRを国民に浸透させるための対策

国民にEPRを浸透させるには、何らかの意識の改革が必要だと考えた。宗教は個人で自由に信じる権利があるため、宗教観を変えず、環境意識をドイツ人に近づけることを我々は考えた。まず、マスコミに頼みドイツ人の環境問題に対する考え方を新聞やテレビなどで報道してもらうことを考えた。そうすることにより、報道を見た人の中には、環境問題に対する意識がドイツに近づく人もいるのではないかと考えた。しかし話し合いを進めていくにつれ、その対策だけでは、深く根付いた日本人の意識はなかなか変わらないだろうという結論に達した。そこで幼少の頃から意識していけるよう、教育の見直しが必要だと考えた。

次に我々は、ドイツの環境教育を調べていくことにした。すると、日本では聞きなれない森の幼稚園や、緑の教室といった言葉を見つけた。

森の幼稚園とは、1950年代半ばデンマークに誕生し、現在ドイツに300箇所以上存在する幼稚園である。そこには1年中森の中で遊ぶオーソドックスなものから、普段は普通の園舎で子どもたちを遊ばせて、週1回など定期的に森の中へと出かけていくもの、また午前中は普通の幼稚園に通っている子どもが、週に1・2回、午後だけ森に通ってくるものなど様々なタイプがある。内容はそれぞれの子どもが、その場に

あるものを使って、土いじりをしたり、草花を使って絵を描いたり、また元気に駆け回ったり、自分の思いつくまに遊ぶ。先生の役目は、子どもたちから自然に出てくる質問に答えてあげること、子どものそばにいて危険がないか見守ることである。

しかしここで、森の幼稚園に通った子どもは、普通の幼稚園を出た子どもより学習能力の発達に遅れが出るのでは、という疑問が出た。ところが、ダルムシュタット教育大学教授ローランド・ゲオルゲス (Roland Georges) が行った調査によれば、両方で発育レベルに差はなく、むしろ小学校に入ってから成長を見てみると、森の幼稚園を出た子どもの方が、学習面、社会行動、身体的能力とさまざまな面で成長がよいという結果が出ている。

また、緑の教室とはドイツの一部の小学校で行われている授業のことで、畑を作り野菜を作ったり、泥遊びをしたりする体験型授業のことである。

このように環境先進国ドイツでは、教育機関で自然体験が行える環境にあることが伺える。ここで我々は1つのデータを発見した。キール大学の自然科学部ライプニッツ教育学研究所が行った研究によると、環境を守る行動を促進するには、環境に関する知識を教えるより、自然体験をさせるほうが7倍高い教育効果が得られるという研究結果が述べられていた。

以上のことから、日本もドイツのように自然体験できる教育機関を今以上に増やすべきだと我々は考えた。

## 7 まとめ

これまで、日本と他の国との比較、企業や身近な人にアンケートに答えてもらうなどのいろいろな調査を行い、PL法(製造物責任法)とEPR(拡大製造者責任)について研究してきた。そして、わかったことは、日本のPL法とEPRは他の国と比較して、不完全なところが多く、遅れているということである。

PL法について日本の企業はどのように考えているのかアンケートをとってみると、回答しているほとんどの企業は、PL法は消費者のための法律と考えている。確かにそう思うかもしれないが他の国では考えが違ふ。アメリカの例を見てほしい。アメリカでも日本同様に欠陥がわかっていながら隠蔽しているところが類似している。しかし、アメリカでは、欠陥製品の回収を命じられるとすぐに回収する。なぜならアメリカの場合では、回収コストのほうが、賠償金額よりはるかに低く、賠償金を支払えば、倒産に追い込まれるほどの金額になるので回収したほうがよいからである。このことからアメリカの企業は自分たちのためにもPL法を守らなくてはならないという意識があり、PL法が企業を守っているということになり、PL法は企業のための法律であるという考えになる。逆に、日本の企業は回収コストのほうが、賠償金額より低いから、コスト面から考えると隠蔽したほうがよいと考える企業が多い。このことから、日本企業は、消費者のための法律だと考えるのである。日本もアメリカのようにするべきである。

次にEPRについてである。企業のEPRについての考えは環境に負担をかけないということである。これが守られていれば企業はEPRの取り組みを完全に行っていると言える。しかし企業が完全に環境に配慮していても、国民の協力が得られないとEPRは成り立たない。実際、日本国民の環境に対する意識を調査してみると、かなり意識が低いことがわかった。どんなに企業が環境に負担をかけない製品を生産しても、国民がその製品を購入しなければ意味がない。また、いくら環境に負担をかけない製品といっても不法投棄されると環境に負担かけることになり、国民が製品の回収に協力してくれないとリサイクルができない。

これらのEPRに関する問題を解決するには、国民の環境に対する意識を高めることである。そのために我々は、次のことを提案する。世界で最も環境に対する取り組みが進んでいるといわれているドイツを見習うことである。ドイツでは、環境教育や環境に関する施設に徹底しているので、日本も同様に森の幼稚園や緑の教室といった施設、授業を増やすことである。時間はかなりかかるが、日本人の環境意識がドイツに近づくはずだ。

以上のことにより、PL法は企業の考えを変えること、EPRは、企業だけではなく国民も協力することが大切である。

## 8 参考文献

「京都市ごみ減量推進会議」

[http://web.kyoto-inet.or.jp/org/gomigen/old/gomigen/kouza/d\\_020116.htm](http://web.kyoto-inet.or.jp/org/gomigen/old/gomigen/kouza/d_020116.htm)

「プラ推進協だより 62号」

<http://www.pprc.gr.jp/information/news/h15/np1562.html#an02>

EICネット「環境用語集:エコファンド」

<http://www.eic.or.jp/ecoterm/?act=view&serial=201>

「環境goo:エコファンド」

<http://eco.goo.ne.jp/word/ecoword/E00084.html>

「環境先進国 ドイツ」

<http://www.german-consulate.or.jp/jp/umwelt/politik/index.html>

EIC ネット[「ドイツの『森の幼稚園』」]

<http://www.eic.or.jp/library/pickup/pu030522.html>

「環境先進国 ドイツ」(アンケート作成に使用)

<http://www.german-consulate.or.jp/jp/umwelt/alltagsleben/index.html>

「入門PL法-読み方とその対応」 山口正久 日科技連

## 9 謝辞

アンケート調査にご協力いただいた企業の皆様

報告書集作成にあたり、今回はこの報告書での企業名の公表は差し控えさせていただきます。ご了承下さい。

北九州市立大学 杉本教授

## 10 感想文

題名: 環境問題事例研究を振り返って

所属学科: 環境化学プロセス工学科

氏名: 国広 俊太

PL法(製造物責任法)とEPR(拡大製造者責任)について研究することになったとき、正直あまりやる気がありませんでした。なぜなら、PL法に関してはPL法という言葉は聞いたことや見たことはありましたが、詳しいことは知らず、EPRに関してはこのテーマを研究するまではまったく知りませんでした。

最初は、何をしたらよいのかよくわからず、とりあえず僕はPL法とEPRについてほぼまったく知識がなかったのです。そのことについて調べました。調べてみると両方に共通して言えることは製造者に関する規制だということがわかりました。ただ、PL法とEPRに関することをインターネットや本で調べるだけでは、たいした情報が手に入らないから、チームで企業にPL法とEPRに関してのアンケートを送ることに決めました。しかし、企業に電話し、FAXや郵送でアンケートを送ることまではうまくいっても、ほとんどの企業は自分達の設定した期限内に回答を回収することは難しかったです。それはまるで社会の厳しさを教えられたという感じでした。そしてそれからチームで集まって話し合いをしてもたいしたことはできませんでした。それで研究はなかなか進まず、本当にこの研究は成功するのだろうかという焦りと不安を感じました。

それから別の方法で商品のPL法に関する表記について調べることになりました。実際に、スーパーや雑貨店にいて調べてみました。そしてわかったことは、PLマークというものがあることがわかりました。そしてPL法はこんなに身近なところにあるのかと思いました。

月日が経過し、発表まで時間がなくなり、かなり忙しくなりました。僕はパワーポイントの作成を手伝いましたが、ほとんどチームの人たちが作成し、僕はほとんど何も役に立たず情けないと思いました。パワーポイントの原稿を考えましたがうまくできず、結局チームの人が作成してくれて何もできませんでした。

環境問題事例研究を通して、僕は今までに経験したことがない経験ができました。特に、チームで話し合い、そして考え、意見することの大切さを改めて知りました。これらの経験をこれから生きる上で役立てたいと思います。最後に、チームのみなさんにお礼を言いたいと思います。数ヶ月間ありがとうございました。

題名:事例研究を通して

所属学科:環境化学プロセス工学科

氏名:林 昌枝

私たち16チームは“PL法(製造物責任法)とEPR(拡大製造者責任)”に取り組みました。研究を始めた際に、私たちはPL法とEPRを理解するため、各自でそれらについて調べました。内容を知らずして、研究は出来ないと思ったからです。またPL法については、内容は少し理解していましたが、EPRについては恥ずかしながら名前も知りませんでした。調べていくうちに、興味深いことがわかりました。PL法とEPRの関連性です。それらは、時代を反映しているのではないかと思いました。PL法が施行されたことによって、製造者の責任の範囲は消費者の製品の使用部分までに、さらにEPRによって、消費者が廃棄する製品を再利用すべく回収するという部分にまで広がりました。また、EPRはPL法と違い法律ではありません。なぜなのか、調べてみたところ、法律にする必要性の無さということにたどり着きました。

PL法とEPR、これらの内容を調べて知ることは比較的難しくはなかったのですが、それらの問題点、またその問題点を改善する提案を導き出すことは困難でした。研究を進める段階で、PL法に関しては、PL法が提示する概念と、企業が捉えるPL法の概念には差がありました。EPRに関しては、日本の消費者と環境先進国であるドイツの消費者の意識の違いの原因。それらの原因を調べることは、かなりの困難を要しました。また、原因を発見したとしても、それをどう皆に知ってもらうか。そのことにかなり頭を悩ませました。PL法は法律、EPRはOECD諸国が提唱したものの、自分たち学生が果たしてこれらの問題点を自分達で見つけ、改善できるのか、ということが事例研究をやっていたころは頭をよぎっていました。事例研究を終えた今となっては、少し問題点を抽象的に、大掛かりに考えていたのではないかと感じます。学生でできることは限られている、ならばもっと身近なことから。そう考えると、少しずつ見えてきました。でも、そう考えるまでにかかなりの時間を要しました。実際に、私たちが取り組んだ研究テーマは、取り組みにくいもので、1人でやるのだったら、こんなよい研究結果は残せなかったと思います。難しい研究テーマだったからこそ、メンバーそれぞれが独自の個性を生かし、協力し合い、よいものを作成することができたのではないかと私は思っています。

そういったことを含め、この研究で様々なことを私は学びました。事例研究は終わってしまいましたが、事例研究で学んだことをこれから生かしていきたいです。

題名:環境問題事例研究を終えて

所属学科:環境機械システム工学科

氏名:三宮 省悟

最初の事例研究のイメージは最悪だった。勝手にチームを作られ、知らないメンバーと一緒に研究を進めていくことを考えると嫌でたまらなかった。どうにかして楽をしようとか、1人くらい何もなくても大丈夫だろうとかばかり考えていた。その上テーマは、パッと見て一番やりたくなかった「PL法とEPR」に決まるし、やる気は下がる一方だった。

与えられた課題をきちんとこなし、知識が身についていくうちにやる気が出てくるだろうと思い始めた夏休み。PL法とEPRの内容などについて調べた。PL法については研究の前から少しの知識はあったので、すぐに調べることができ理解もしやすかったが、EPRの方はまったくわからない状態からのスタートだったので、理解しやすいものを探すのにかなり手間がかかった。

後期に入り4つの企業にアンケートをとることになり、自動車チームのリーダーになった。自分がリーダーになったせいか他のチームに遅れをとってしまった。もっと計画をきちんと立て確実にこなしていくことが大切だと改めて実感した。

発表が近づくとパワーポイントの作成や発表の練習で夜遅くまで学校に残るようになり、初めてチームの一体感を感じたように思う。でもたいしたことできない自分の無力さを感じ無念だった。

この事例研究を通して、ランダムに分けられたチームでも一体感を感じることができるということ、未知なる答えを探すことで自分の考え方や知識がレベルアップしたことを身にしみて感じる事ができた。自分たちの研究が他のチームとは一味違う、実りあるものになって本当に良かったと思う。

題名: 研究を終えて

所属学科: 環境機械システム工学科

氏名: 松本 直洋

私はこの研究を通して、たくさんのことを学んだ。私はその中でも副リーダーとしてチームの話し合いを円滑に進めることに重点を置いて頑張った。

私は16チームで副リーダーに選ばれた。そして我々のテーマは PL 法と EPR に決まり、まずは夏休みの間、与えられたテーマを個人が調べてくることにした。それから2学期になり、毎週水曜日に集まるようにしたが、PL 法と EPR というテーマをどのように発展させてくか分からず、話し合いが進まなかった。そこで私は副リーダーという立場なので、リーダーとどのようにすれば話し合いが進むかを相談した。そして、私は今のグループをさらに4グループに分けることを提案した。提案どおり、16チームは4つのグループに分かれ、それぞれ担当の企業に質問をしたり、全体の話し合いでは意見を出しやすいよう、グループで意見を出すようにしたりした。すると、前より話し合いは進むようになった。

私はその他に、意見が出ずに話し合いが進まないときは、できるだけ私が率先して意見を出し、他の人が意見を出しやすいよう努めた。

なかなか決まらなかった研究の方向性も11月中ごろには決まり、後は発表に備えるだけになった。私はプレゼンターに選ばれた。正直今まで300人の前で喋るという経験をしたことがなかったので、とても不安で嫌だった。

パワーポイントは提出ギリギリになったがチューターの西村さんのおかげで何とか仕上がった。発表前日は質問対策と原稿を作り、発表の練習をした。そこで意識していなかったが、私の原稿を読むスピードが早いとみんなから注意された。発表も10分より2分ほど早かったので練習を重ね、結局学校を出たのは午前3時になった。

発表当日は、1限から授業だったので、睡眠時間は非常に少なかったが、我々の発表の午後7時ごろまで緊張して寝ることはできなかった。本番の発表では、あまり緊張せず、ゆっくり話すことができたが、発表中に片足の震えがとまらなかった。

我々の発表、質疑応答は、練習よりうまくできたと思ったが、2次発表には進出できなかった。しかし私は、この研究を通じて、研究の進め方、ミーティングの仕方、さらに他のテーマでは学べなかったであろう、日本人の意識は欧米に比べてずれていることなど、絶対に将来役立つであろう事を沢山学ぶことができた。

そして、大勢の人の前で話すという、普段の生活では経験できない経験をすることができた。今度大勢の人の前で話すときは今回よりうまく喋ることができるだろう。

この研究でさまざまな人にお世話になった。質問に答えてくださった企業の方々、チューターの西村さん、杉本教授、感謝の気持ちでいっぱいだった。また、こんな良い研究ができたのも、16チーム全員で力をあわせた結果だからだと思う。この研究は、私の中で一生忘れることのできない研究になると思う。

PL法とEPRというテーマで夏休み前から準備をしてきました。はじめにテーマを選ぶときはPL法という中学生のときに授業で聞いたことのある単語が目につき、もちろん中学の授業で出てきた程度であり詳しい内容を知っていたわけではなかったけれど、そのときはこれなら発表まで問題なくいけるだろうと考えていました。実際自分たちで調べていく段階ではすんなり進んでいきました。PL法(生産物責任法)関係の内容や及ぶ範囲など以前の知識では曖昧だった部分を確かにでき、EPR(拡大生産者責任)についても多少難しかったけれどその考え方は理解できたと思います。

基本的な部分を学び終えて、そこから自分たちで考え発展させていくために、ここで企業や人々に意識調査を目的としたアンケートをとりました。発表でのひとつのキーワードとなる、「PL法は誰のための法律か?」という質問では、企業の多くが「消費者」と答え、これはある程度予測どおりで、アンケートは実によくいったと思います。その後ドイツとの比較などの要素を加え発表のためパワーポイント作成へと向かっていきました。ただこの部分が一番難しかったです。それはこの「PL法とEPR」というテーマが抽象的で分かりづらく、やや興味を引きにくく思えたからです。それでパワーポイント作成にはかなり時間がかかりました。見やすく、内容を伝えやすくするために何度も作り変え、チューターの方にも相談しながらチームで作りました。締め切りのぎりぎりまで手を加えていて、この頃は時間が本当になく思えました。

パワーポイントを提出した後も発表の文章や資料なども整理しましたが、時間はなくすぐに発表当日になりました。発表のときは緊張しましたが、それまでにそれなりの準備をしてきたという自信もあって、それほど不安はありませんでした。質問に対して自分はISO14001のところを重点的に勉強して詳しく暗記までしていたけれど、実際は深い質問はなく安心したというか残念だったというかそんな気持ちもありました。発表を終え、結局二次発表まで行くことはできませんでしたが、チームでやり遂げたこれらの経験や身につけた知識が、今後就職して物を作る立場に立ったときなどに、特に工学部である自分たちには役立つのではないかと思います。また最終的にたどり着いた、人々の意識やメディアのあり方がよりよい方向へ変われば、少なくとも自分たちや発表を聞いた人々だけでも何か変化してくれれば成功だったのではないかと思います。

六月七月から長い間、この環境問題事例研究にずいぶん時間をかけてきて、正直に言えば何度か面倒だとも思いましたが、最後は無事に発表まで辿り着くことができました。いつかまたこのような機会があれば今回以上の発表ができるようになっていないかと思っています。最後に、今までにいろいろとお世話になった皆様、チームの方々本当にありがとうございました。

題名: 研究を終えて

所属学科: 情報メディア工学科

氏名: 志岐 卓信

7月頃僕たちの研究テーマはPL法とEPRに決まった。メンバー全員の多数決で決めたものであり、僕自身も調べてみたいテーマだった。しかし、この研究テーマは他のチームの第一希望の研究テーマとは重ならなかった。それで研究テーマは第一希望で通ったのだがそれだけ難しいテーマであるということを感じていた。実際に研究が始まるとチーム全員が何を目的に研究を進めてよいかほとんど分からない状況だったと思う。できることからやろうと4つのチームに分かれてそれぞれ企業に訪問しようとした。僕は医薬品チームのリーダーだったのである企業に連絡をしたが、環境に詳しい人が東京などの本社にしかないという理由で断られてしまった。他の3チームもほぼ同様の結果であった。そこで僕たちは共通の質問事項を考え企業にメールで答えてもらうという形をとった。答えてくれない企業もあったが、質問事項に対する回答を得ることができた。回答に注目すると多くの企業がPL法は消費者のための法律であり、EPRは企業の責任であるという回答だった。しかし、僕たちはこの回答に対して、企業は製造物責任に対する考え方が甘いのではないか、EPRはもっと国民に広めるべきではないか、という結論に至った。またPL法は消費者のためでなく企業のためであると企業は実感しなければならないと思った。なぜならアメリカではPL訴訟が起こった場合企業が倒産することもあるのに対して日本では賠償金額がアメリカに対してはるかに安く倒産することもない。だから企業は製造物責任に対する考え方が甘いと思ったのである。その対策として責任が問われる事故が起こった場合、マスコミは原因と今後の対策を国民にしっかり伝えなければならないと考えた。これにより企業もPL法に対する意識が上がると考えた。また、EPRを広めるためにドイツを手本にした。ドイツではEPRが最も発展しているのでドイツで行われている環境教育を日本でも行えば日本でもEPRが発展すると考えたのである。

始めは何を目的にして研究をしてよいか分からなかったが、研究をするにつれて方向性が定まっていた。チームのメンバーも研究の中盤あたりから研究に積極的になり良い雰囲気になっていった。夜に皆で集まって話し合ったことも何回かあった。第一次発表会では質疑応答に対して全員で役割を分担し周到な準備をしたがあまり多くの質問はなかった。十分な発表をしたが残念ながら二次発表会に進むことはできなかった。しかし、チームのメンバーはやれることはやると十分満足していると思う。また、この研究を通じて一番感じたことは他人と協調することの大切さであった。自分ひとりでは何もできない。ほかの人がいるから自分も頑張ることができる。この研究でそのようなことを感じる場面が多くあった。環境問題事例研究によって自分が以前より大人になった気がする。

最後になりましたが研究に協力してくださった企業の皆様、先生方、戸田さん、研究に協力して下さってありがとうございました。そして、チューターの西村さん、陰ながら支えてくださって感謝しております。本当にありがとうございました。また、一緒に研究をした仲間にも感謝したい。ありがとう。

題名:環境問題事例研究を終えて	
所属学科:情報メディア工学科	氏名:福江 芳晴

私は最初にこの研究テーマを選んだ時、少し難しそうだという程度にしか思ってなかった。しかし、実際に研究を重ねこの法律に関することを学ぶにつれて、ものすごく難しいテーマを選んでしまったことに気付いた。私はリーダーになったのにも関わらず、テーマの本質をずっと掴むことができず効率よく話し合いを進めることができずにいた。杉本教授にお話を伺ってからようやくこのテーマの方向性が少しずつわかりはじめて、話し合いの内容のレベルが少しあがったと思う。しかし、やはりみんなの前で「こういうことを最終的に言うことが出来ればこの研究の結論と言える。」というようなことを言うことができず、やはり話し合いは難しかった。そこで西村さんに相談して、少しずつどのようなことを調べていけばよいのかわかってきた。パワーポイントを作らなければいけない時期になり、そこでもやはり西村さんの助言を頂いて形をつくることができた。チームのみんなでそこから肉付けしていき、なんとかプレゼンテーションができるところまで進んでいくことができた。そこからさらに原稿とパワーポイントを直していき、より効率がよく聞きやすいプレゼンテーションをつくっていった。発表本番では発表を担当してくれた松本君と林さんが堂々と喋ってくれたのでとてもよいプレゼンテーションになったと思う。質疑応答も思ったより多くの質問をしてくれたので内容が充実したものになったと思う。しかし、後で友達などに正直な感想など聞いてみるとやはり「テーマが難しく興味をもてなかった」「何を言っているかわからなかった」という感想が多かった。やはり他の研究テーマをみても改めて自分達の研究テーマの難しさがわかったし、興味を持ちにくいというのも納得できた。結果として1次発表会では落選しまった。しかし違うチームのチューターから「とても良い研究をしていると思う。」というような意見もあったらしいのでとても嬉しかった。結果としては落選してしまったがこの研究を通じて本当に様々なことを学ぶことができ良い経験になったと思う。これからの大学生活や社会人になっても役立つことをたくさん吸収できたと思う。最後に16チームのメンバーのみんな、杉本教授、アンケートに協力した下さった企業様に心から感謝している。

<b>題名: 環境問題事例研究を終えて</b>	
<b>所属学科: 情報メディア工学科</b>	<b>氏名: 守永 明正</b>

私は今回の事例研究の発表でたくさんの事を学びました。テーマがPL法とEPRで、はじめは何から手をつけてよいか分からず、なかなか進まなかったのですが、少しずつ方向性が決まってきた、最終的に立派な発表ができました。PL法とEPRというテーマで、やはり知識を集める事が重要でしたが、チームワークもとても大事だと思いました。はじめはチームで集まったときは何とも言えない雰囲気で大丈夫かなと思っていましたが、何度もチームの人達と集まったりするなかで、みんな協力しあうようになってきて安心しました。最初は話せなかったみんなと話すようになりとても楽しかったです。今回の研究で、みんなでひとつのことをやる難しさや楽しさがよくわかりました。今回のメンバーは本当に良い人ばかりだったのでこの研究だけの関係でなくほかのことも何か協力してやってみたいです。今回の研究を通して学んだことをこれからの人生に生かしていきたいと思います。

題名: 環境問題事例研究を終えて

所属学科: 環境空間デザイン学科

氏名: 糸瀬 昌代

私たちは、「PL法とEPR」というテーマの下で調査・研究をしてきました。PL法については、多少知っているつもりでしたが実際は意味くらいしか知らず、PL法の内容や企業がPL法をどのように考えているかなど全く知りませんでした。EPRについては、意味さえも知らず聞いたこともありませんでした。

そこでまず私たちは、PL法とEPRについての知識を高めることから始めました。PL法については書籍があったのですが、EPRについては関連する書籍が無く主にインターネットを利用して調べていきました。次に、日本の企業がPL法とEPRについてどのように考えているのかを調査するために、自分たちが興味のある企業別にアンケートをとることにしました。最終的には、電気製品、化学企業、自動車、医薬品の4つのグループに別れ、5つの会社からアンケート結果を得ることができ、企業によって考え方がかなり違うところもあって驚きました。しかし、アンケート調査を行ったものの「PL法とEPR」の研究をどのように進めていくか、はっきりとした方向性がなかなか見つからず、苦戦しました。

この研究を進めていく中で、私が興味を持ったのは日本とヨーロッパ、特に環境先進国であるドイツとの国民の環境に対する意識の違いです。ドイツでは、子供の頃から森の幼稚園や、みどりの教室などという自然に触れ合う機会が多いことや、環境意識の違いが生じる根本的な原因は宗教観の違いであることが分かりました。初め、EPRについて調べていく上で、このような結論が出てくるとは全く思っていなかったのが驚きました。

また研究発表では、「PL法とEPR」という研究内容は難しく、チームメンバーも調査・研究を重ねて理解してきたので、身近なものを具体例として挙げ、一回聞いただけで人に理解してもらえるように、発表をまとめるのは難しかったです。

事例研究の活動は大変でしたが、自分の意見を言い合う事が苦手な私には、貴重な体験でした。人に自分の意見を伝えることや、相手の意見を理解することは思っていた以上に難しく、この環境問題事例研究という活動の場を与えて下さった先生方に大変感謝しています。本当にありがとうございます。

題名: 環境問題事例研究を終えて

所属学科: 環境空間デザイン学科

氏名: 平川 聡

今回の環境問題事例研究のテーマを与えられたとき非常に不安でした。“PL法とEPR”というテーマについて、まず何から調べればよいのか分かりませんでした。はじめはPL法とEPRについて殆ど知識が無いに等しい状態だったので、まずPL法とEPRについて別々にインターネットなどで調べ、知識を深めていきました。調べていくにつれて、次々と知らない言葉が出てきて、そのひとつひとつを関連づけて解釈するのは大変でした。家電・化学・自動車・医薬品の4つの企業に対してアンケート調査も行い、企業各々のPL法とEPRについての考えや、企業間の異なった考えについて理解することができました。また、日本でなぜEPRが浸透していないか調べるために、EPRの浸透度が最も高いドイツとの比較を行いました。結果、日本人はドイツ人に比べ環境に対する意識が弱く、その意識差は日本と、ドイツを含むヨーロッパの宗教観の違いから生まれたものだということが分かりました。このような結果から、PL法については“企業が、PL法は企業を守るための法律であることを理解すること”、EPRについては“国民の環境に対する意識を上げること”が必要であるという自分たちのグループなりのこのテーマに対する考えを見出すことができました。

普段はサークルなどに所属しておらず、他の学科の学生と交流することはありませんでした。今回の活動はグループ制ということで他の学科の学生と交流することができ、非常に貴重な経験をすることができました。今後もこのような活動があれば交流を深めていければと思います。

最後に今回の環境問題事例研究にあたって、協力していただいた各企業の方々、二渡先生、野上先生、村田先生、チューターの西村さん、TAの郎さん、岸本さん、EAの石崎さん、また、このような場を与えてくださった事務の方々、そして16グループのみんなに深く感謝したいと思います。ありがとうございました。

題名: 事例研究を終えて

所属学科: 環境空間デザイン学科

氏名: 渡邊 明弘

PL 法と EPR - それが私たちの研究テーマでした。「EPR って何？」初めて耳にする言葉に、自分たちが取り掛かるうとしていることが何なのか、それすらも分からない状態でした。自分たちで選んだテーマにそって自分たちで研究を進めていく経験も生まれてはじめての事で本当に手探りでスタートでした。

今振り返って見ると、結局最後まで手探りで先の見えないままの事例研究だったというのが正直な気持ちです。夏休みの間に基礎知識をつけたり、後期の授業が始まってからは企業訪問やアンケート調査などを行ったりしましたが、私も含めて今自分のやっていることが何のためだったのかも忘れてしまっていたり、もともと分からないまま取り組んだりしていたこともあったのではないかと思います。たとえば夏休みに手分けして活動したけれども、その成果をメンバー全員に共有する機会はなかったはず。ということはしばらく EPR の概要も知らないままだった人もいたかも知れないと考えられるのです。またすぐそれに気づいていながら何も言わなかった(言えなかった)自分も反省の対象です。チーム内での確認をまめに行うことと、初めからある程度の研究の方向性を共通に持っていれば手探りの研究ではなく、先を見据え、目標を持ったより良い事例研究になったのかも知れません。チーム全体の動きを個人が把握できず、加えてチームで目指すものがなかった故に途中で迷ったということです。

色々反省すべきこともありますが無事にやり遂げることができましたし、企業に連絡を取って見学に行ったり、アンケートに協力していただいたりと、たくさんの経験もさせていただきました。これを自分の肥やしにしていければと思います。

最後になりましたが、協力していただいた学外の方々そして大学の先生方、16 チームのみんなやチューターの西村さんありがとうございました。